

『市域全域』における景観形成の行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 低層な建築物が多く建てられている地域に建設する大規模な建築物は、街並みとの調和を保つため道路に面する部分は街並みに合わせるとともに高層部分は段階的にセットバックさせるなど周辺と調和した高さとするよう努める。 主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 大きな壁面を持つ建築物は、周辺からの眺望を阻害しない配置となるよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物は、周辺の街並みとのボリューム感と調和させるため、壁面の分節化や頂部の意匠を工夫するよう努める。 大きな壁面を持つ建築物は、周辺への圧迫感を軽減させるため、壁面の分節化に努めるとともに、無開口の壁面をつくらぬよう開口部の配置などを工夫するよう努める。 歴史的建造物が隣接する場合などは、建築物の意匠を歴史的建造物と調和するよう努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 裏面の「色彩基準等」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備(屋上設備を含む。)は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和に努める。
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 裏面の「色彩基準等」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける工作物は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和を図る。また、建築物と一体となるような形態・色彩とするよう努める。 自走式の立体駐車場は、駐車中の車両が見えないように、壁や植栽などで目隠しをし、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努める。 高層の立体駐車場は、単調な壁面とならないよう、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努めるとともに壁面の大きな表示は避ける。 タンク、プラント、塔などは、周辺の景観との調和に配慮するとともに、主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

①基調色（ベースカラー）

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相	明度	彩度
R、YR、Y	2以上とする。	6以下とする。
上記以外		4以下とする。

②強調色（アクセントカラー）

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり3平方メートル以下、かつ合計10平方メートル以下とする。

2. 使用できる色彩

(1) 代表的な色相

R（赤）系の色相

Y（黄）系の色相

G（緑）系の色相

B（青）系の色相

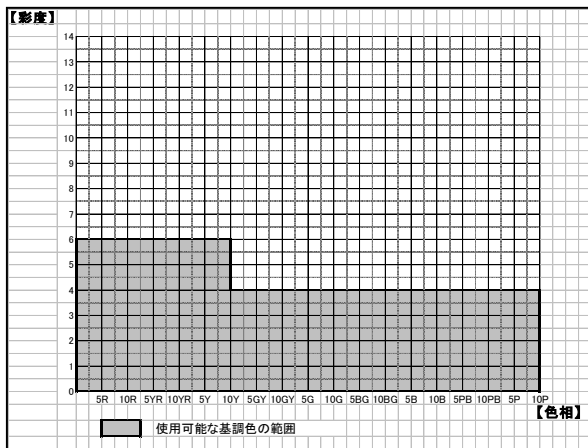
P（紫）系の色相

◆色彩基準の数値について
色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系による。表示は、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。

例：5YR 3.5/4

注）上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2) 彩度の範囲



(3) 明度の範囲

